

# 2022 年度 生活クラブエッコロこども基金 助成事業募集要項

## 1、生活クラブエッコロこども基金助成事業の趣旨

生活クラブでは、子どもたちが安心して健康的に暮らしていけるように、「生活クラブエッコロこども基金」を設置しました。「生活クラブエッコロこども基金」は、都内で子どもや子育て家庭の支援を伴走型で行なう団体の活動や事業を応援し、子育て子育てに身近な人たちが伴走する地域の実現をめざします。基金は生活クラブの組合員をはじめとする意志ある市民からの寄付と、組合員どうしのたすけあいをすすめ、地域の福祉を応援してきた「エッコロたすけあい制度」\*の掛け金の一部を原資としています。

「エッコロたすけあい制度」\*

生活クラブ組合員どうしのたすけあいと地域福祉推進のため生活クラブ独自のしくみです。毎月の掛金 100 円の中から、安心して共同購入するために、また組合員活動に気軽に参加するきっかけとして、そして生活の中で、家族や子どものケアの手助けを、組合員どうして「お互いさま」の気持ちで支えあう「ありがとう」「どういたしまして」の関係が生まれるケアを応援しています。

## 2、助成の対象とする活動

- ・都内に居住する子ども（おおむね 18 歳まで）および子育て家庭の支援を行なう事業。
- (1) 「学び」「共食」「体験」の機会、「活動の場」の提供、子どもの情緒や創造性の育成、孤食や育児の孤立化を防止する活動
- (2) 「ひとり親家庭」「生活困窮家庭」など、困難を抱えた子どもや家庭を支援する活動
- (3) 子どもの発育発達や不登校、思春期のこころの問題などを抱える子どもとその保護者を支援する活動
- ・応募は 1 団体 1 活動までとします。
- ・以下の活動及び費用は対象外とします。
  - \* 団体の構成員のための活動
  - \* 国、都、その他地方公共団体からの公的補助を活動に必要な費用に対して満額受けている（予定を含む）もしくは業務委託として請け負っている活動
  - \* 活動に必要な費用に対して他の民間助成金を満額受けている活動。
  - \* 営利事業、宗教活動、政治活動

## 3、助成対象団体

以下のいずれにも該当する団体

- ・都内で子どもおよび子育て家庭に対して支援を行なう非営利団体。
- ・活動が広く地域に開かれている団体。
- ・助成した活動を助成期間後も継続して行う意思がある団体。
- ・政治的または宗教的活動を行なわない団体。

## 4、助成項目

- (1) 子ども食堂、学習支援など身近な地域の子どもの支援に関する活動の立上げにかかる費用

に助成します。

【対象となる費用】備品購入費、資格取得費、保険料、広報費など

【助成上限額】10 万円 \*子ども食堂については(2)との併用も可とします。

(2) 子ども食堂の運営にかかる費用

【対象となる費用】食材費・消耗品費など

【助成上限額】12 万円(月 1 万円換算で 12 ヶ月分)

(3) 子ども食堂などの事業を行う中で見えてきた、地域の中にさらに必要な子ども支援事業の立ち上げおよび事業の拡充(新型コロナウイルス感染防止への対応としての活動の拡充を含む)。にかかる費用に助成します。

例:虐待防止プログラムの提供やシェルターの拡充、フードバンクやフードドライブに関わる費用、学習支援をオンラインで行う際の環境整備、食事のテイクアウトや食材の宅配などに関わる費用など

【対象となる費用】備品購入費、資格取得費、保険料、広報費など

【助成上限】25 万円

(4) 新型コロナウイルス対策の費用に助成します。

【対象となる費用】マスクやアルコール等の衛生用品や消耗品の購入費用など

【助成上限】10 万円

## 5、助成対象期間

・2023 年 3 月末までに開始する活動

\* (2) および (4) については 1 年間分を助成対象とします。

\* (2) については同じ団体の応募を 2 回まで可能とします。

## 6、応募に必要な書類

| 助成項目                                                                                          | 必要書類                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| (1) 子ども食堂、学習支援など身近な地域の子ども支援に関する活動の立ち上げにかかる費用および立ち上げ後の運営にかかる費用                                 | ①申請書<br>②備品購入費、広報費等の見積書                                |
| (2) 子ども食堂の運営にかかる費用                                                                            | ①申請書<br>②消耗品等見積り                                       |
| (3) 子ども食堂などの事業を行う中で見えてきた、地域の中にさらに必要な子ども支援事業の立ち上げおよび事業の拡充(新型コロナウイルス感染防止への対応としての活動の拡充を含む)にかかる費用 | ①申請書<br>②団体の活動や決算の状況がわかる資料(総会議案書など)<br>③備品購入費、広報費等の見積書 |
| (4) 新型コロナウイルス対策費用                                                                             | ①申請書<br>②マスクやアルコール等購入費の見積書                             |

## 7、応募基準

- ・生活クラブ組合員が 1 人以上参加している団体
- ・会員数 3 人以上
- ・開催場所が固定されていること

- ・活動保険に加入すること
- ・活動場所の環境や運営時間等に配慮するとともに、安全の確保を図ること
- ・月1回以上、定期的に開催を計画していること
- ・助成後も生活クラブと情報交換等の意思があること

<子ども食堂に関しては以下も考慮する>

- ・衛生面に配慮し、食品衛生責任者の配置を予定していること
- ・子どもに無料または低額で食事を提供すること
- ・自治体の開催する子ども食堂連絡会に参加する意志があること

## 8. 助成対象費用

＊申請時に支出済みの費用については対象外とします。

<優先する費用の考え方>

- ・子どもの安心安全に係る費用を助成の優先事項とします

<立上げ費用>

備品購入費、広報費、保険料、資格取得費、衛生用品（消耗品、物品）購入費、講師料、交通費等

<運営費>

人件費（イベント等の活動実施当日に依頼する専門職・ボランティア等に要する経費）、食材費、会場費、通信費等

＊食材については生活クラブの消費材等、より安全なものを用いるよう努めてください。

＊物品購入などの際には環境面を考慮した素材のものを選択してください。

| 項目     | 対象となる経費                                            | 対象外の経費                                        |
|--------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 消耗品費   | 活動に必要な文具類等消耗品                                      | 土産代・記念品代・賞品代                                  |
| 食材費    | 子ども食堂等の参加者に提供する食材費（実費徴収分を除いた額を限度とする）               | 団体構成員の飲食経費                                    |
| 物品費    | 活動に必須となる物品（調理用具等）                                  | 個人に帰属する物品                                     |
| 印刷費    | PR用ポスター、チラシ、パンフレット等作成費<br>教材・レジュメ等資料の作成に必要なコピー代金   | 団体機関紙、定期刊行物発行費等                               |
| 講師謝礼金  | 学習会や啓発活動等に関する講師等への謝礼<br>（基準額については下記参照）             | 団体の構成員に支払う謝礼<br>お礼としての菓子折りや金券類                |
| 人件費    | イベント等の活動実施当日に依頼する専門職・ボランティア等に要する経費                 | 団体の構成員に支払う経常報酬<br>助成事業と関わりのない役職員への報酬          |
| 資格取得費  | 食品衛生責任者等の資格取得費用                                    | 当該事業に不要な資格                                    |
| 会場費    | 活動実施当日に使用する会場及び付帯施設・設備に要する費用                       | 既に減免等されている場合の会場経費、事前打ち合わせのための会場経費、個人宅に係る経費・家賃 |
| 保険料    | 利用者及び運営スタッフの事業に係るケガや賠償責任の保障を行う保険の保険料               | 当該事業に不要な保険                                    |
| 旅費・交通費 | 遠隔地で実施する活動に係る交通費、バスの借り上げ料                          | 打合せ等事前準備にかかる交通費（講師に係る交通費は謝礼に含む）               |
| その他経費  | 食事提供が必要とされる活動の食材運搬に要する費用<br>その他活動実施において選考委員会が認めるもの | 光熱水費、通信料、郵送料など                                |

<講師料基準>

| 区分              | 該当者の目安                           | 例 示                                     | 充当金額の目安             |
|-----------------|----------------------------------|-----------------------------------------|---------------------|
| 一般的な講師謝礼        | 有資格者、一定の専門性を持つ市民等                | 専門資格所有者、民間機関による認定講師、専門領域の経験者等           | 1 時間 3000 円～6,000 円 |
| 学識経験者等の専門的な講師謝礼 | 専門的な知識や技能を活用してその分野で一定の業務を行っている方等 | 大学教授、医師、民間専門研究者、アナウンサー、プロの演奏家、学校長、保育園長等 | 1 時間 10,000 円       |

## 9、助成スケジュール

### 随時募集

2022 年度分募集開始 2022 年 3 月 21 日～（チラシ配布開始）

2022 年 4 月：2022 年 3 月 20 日までの応募分を審査（2021 年度募集要項に準ずる）

2022 年 6 月：3 月 21 日～5 月 31 日応募分を審査

2022 年 8 月：6 月 1 日～8 月 21 日応募分を審査

\*8/22～新要項での募集開始

2022 年 10 月：8 月 22 日～9 月 30 日応募分を審査

2022 年 12 月：10 月 1 日～11 月 30 日応募分を審査

2023 年 2 月：12 月 1 日～2023 年 1 月 31 日分を審査随時募集

## 10、報告

- ・助成を受けた団体は助成事業終了後 2 か月以内に報告書および領収書を提出してください。
- ・残金が出た場合は返却していただきます。
- ・報告書が提出されない場合は助成金の返還を求めることがあります。

## 11、その他

- ・助成を受けた団体は助成事業終了後 2 か月以内に報告書および領収書の原本を提出してください。
- ・残金が出た場合は返却していただきます。
- ・報告書が提出されない場合は助成金の返還を求めることがあります。
- ・本助成を受けた場合、活動のチラシや資料に「生活クラブエコロこども基金」の助成を受けたことを記載してください。また生活クラブエコロこども基金のステッカーを活動場所などに貼って基金のアピールをしてください。
- ・申請内容に示された活動計画に変更が生じた場合は速やかにご報告ください。